

議案第1号

みなかみ町が沼田市との行政区域界を越えて道路認定することについて

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第3項の規定により、下記の路線を承諾したいので、同条第4項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山 公一

記

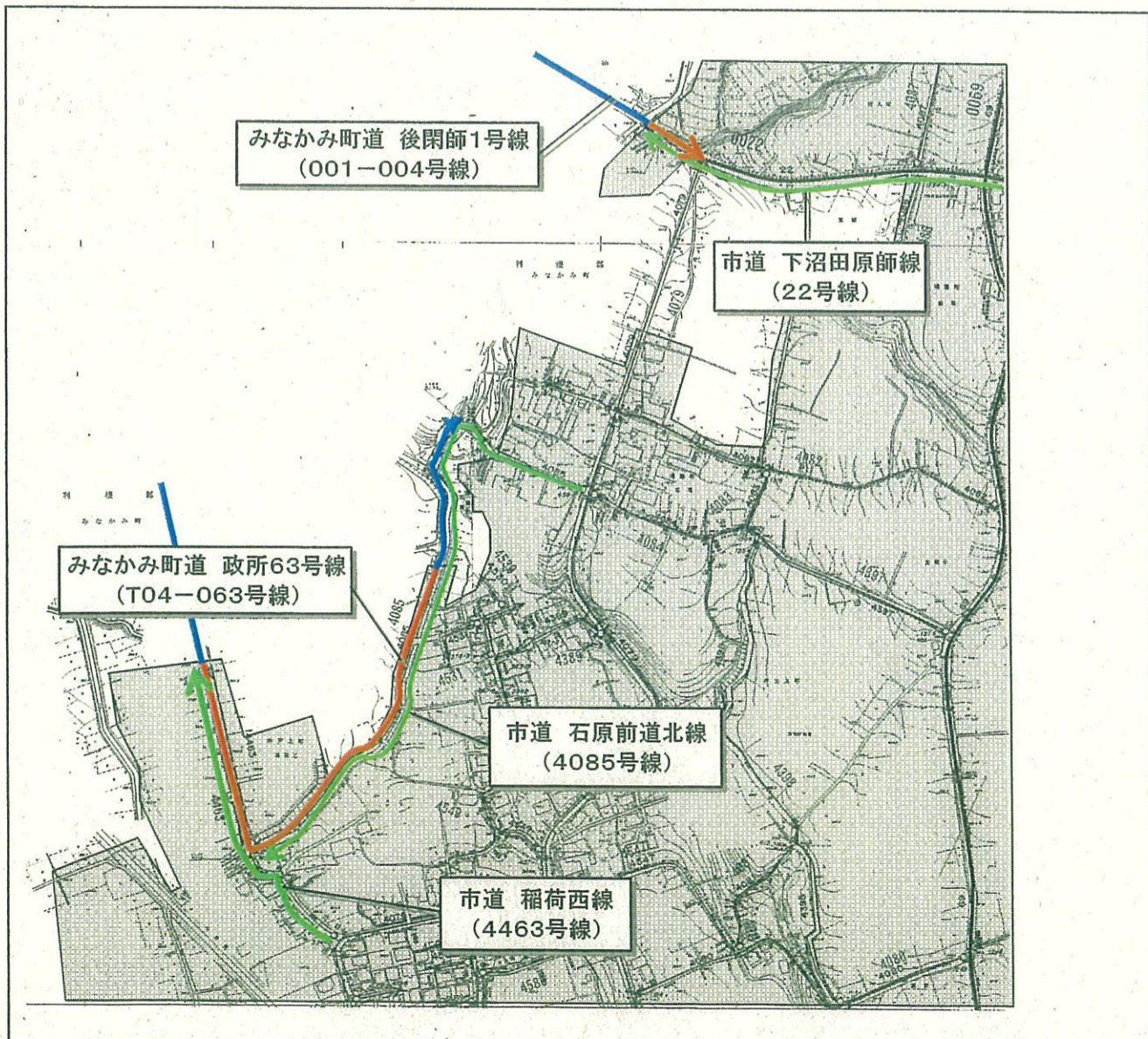
路線名	起 点	終 点	総延長	沼田市内 延長	重要な経過地
後 閑 師 1 号 線 (001-004)	みなかみ町後閑 1305番1地先	みなかみ町師 207番3地先	m 1955.0	m 47.6	
政 所 6 3 号 線 (T04-063)	みなかみ町政所 31番2地先	みなかみ町師 125番1地先	m 1164.7	m 366.2	
政 所 1 0 号 線 (T04-010)	みなかみ町政所 40番地先	みなかみ町政所 5番1地先	m 184.8	m 51.0	
政 所 3 号 線 (T04-003)	みなかみ町政所 3番4地先	みなかみ町政所 4番4地先	m 106.3	m 95.0	

行政区域を越えて町道を認定する旨の承諾

NO 1

路線名	みなかみ町	沼田市	総延長	沼田市内延長	重要な経過地
後閑師1号線 (001-004)	みなかみ町後閑1305番1地先 みなかみ町師207番3地先	越境する地番 沼田市宇楚井町 無地番地(道/259番5先) 無地番地(水/257番3先) 259番3,258番2,259番5, 257番3の一部	m 1955.0	m 47.6	
政所63号線 (T04-063)	みなかみ町政所31番2地先 みなかみ町師125番1地先	越境する地番 沼田市井土上町 339番1、349番の一部	m 1164.7	m 366.2	

位置図



行政区域を越えて町道を認定する旨の承諾

NO 2

路線名	みなかみ町	沼田市	延長	沼田市内延長	重要な経過地
政所10号線 (T04-010)	みなかみ町政所40番地先	越境する地番 沼田市井土上町 231番2の一部、230番2の 一部、208番3の一部 無地番地(道/231番2先から 208番3先)	m	m	
	みなかみ町政所5番1地先		184.8	51.0	
政所3号線 (T04-003)	みなかみ町政所3番4地先	越境する地番 沼田市井土上町 無地番地(道/208番1から 207番先)	m	m	
	みなかみ町政所4番4地先		106.3	95.0	

位 置 図

